

～当局政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

■ 注目トピックス

上海市政府、イノベーション企業の本部設置に支援策を公表

上海市発展改革委員会など 4 部門は 2023 年 2 月 22 日、イノベーション企業の本部設置に向けた支援策『上海市のイノベーション企業本部の認定及び奨励管理弁法』を公表しました。同弁法はイノベーション企業本部の認定条件や申請手続きを明記した他、補助・奨励金や利便化措置などに関する内容も盛り込んでいます。弁法は 23 年 3 月 1 日から 28 年 2 月 29 日まで実施するとしています。

■ 直近の重要政策

貿易政策

- ✓ 両用品輸出管理作業の更なる着実な実行に関する商務部弁公庁の通知
(商務部、2/12)

最低賃金

- ✓ 中国各省・自治区・直轄市の月額最低賃金の推移
(各地人力資源社会保障局など、2/9 時点)



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

■ 注目トピックス

上海市政府、イノベーション企業の本部設置に支援策を公表

上海市の発展改革委員会、財政局、経済情報化委員会及び科学技術委員会は23年2月22日、イノベーション企業の本部を誘致するため、『上海市のイノベーション企業本部の認定及び奨励管理弁法』¹(以下、管理規則)を公表しました。管理規則はイノベーション企業本部の認定条件や申請手続きに加え、奨励金や人材誘致、貿易などに関する支援策も明記しています。

管理規則でいうイノベーション企業本部とは、戦略的新興産業の重点領域に照準を合わせ、国内外で影響力を持つ製品・サービスの中核的な知的財産権を独自保有し、技術力とイノベーション力が業界上位にあり、優れた競争優位性と高い成長力を有し、上海の経済・社会発展に重要な役割を果たす事業本部を指します。

管理規則はまた、市戦略性新興産業領導チーム弁公室(以下、弁公室)が市内のイノベーション企業本部の認定と管理を担当するとしています。認定されたイノベーション企業本部は毎年12月末までに本企業の運営状況を市発展改革委員会と所在区の主管部門に報告、社名変更や分社・合併、再編及び適格性に係る事項の変化が発生する場合は、2カ月以内に区の主管部門に報告しなければならないとされています。

上海市政府は21年7月に戦略的新興産業の発展に向けた第14次五カ年計画(21~25年)を公表し、戦略的新興産業の発展に力点を置く姿勢を見せた上、今年1月末に景気下支え策を打ち出し、イノベーション企業本部の設置を促す方針も示しました。今回の管理規則は戦略的新興産業の発展促進を図るものであり、初のイノベーション企業に特化した地域本部誘致支援策として注目されています。

管理規則の主な内容については図表1の通りです。

【図表1】管理規則の主な内容

項目	内容
認定条件	<p>✓イノベーション企業本部の認定を申請する際、以下の条件を満たさなければならない(第5条)。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 上海に登録した工業企業若しくはサービス企業。資産総額は2億元以上又は時価総額は20億元以上。年商は1億元超又は直近3年間の売上高平均成長率は20%以上。上海において研究開発、販売、決済など複数の機能を有し、上海以外に拠点若しくは投資先2社以上を持つ。 ② 主力製品・サービスは国の『戦略的新興産業重点製品及びサービス指導目録』、関連計画の重点領域、『デジタルエコノミー及びその中核産業の統計分類(2021)』で言う中核産業に属す。 ③ 年間研究開発費対売上高比は5%以上(ソフトウェア・情報サービス、半導体設計、バイオ医薬品の研究開発アウトソーシングなどのサービス企業の場合は10%以上)、又は年間研究開発費は5,000万元超(域内で発生した研究開発費が研究開発費全体比60%以上)。年間研究開発者数が従業員全体比10%以上(ソフトウェア・情報サービス、半導体設計、バイオ医薬品の研究開発アウトソーシングなどのサービス企業の場合は20%以上)、又は年間研究開発者数は100人以上。 ④ 上海において主力製品・サービスの中核的な知的財産権を有する。発明特許、回路配置利用権、ソフトウェア著作権など15件以上、又は創薬、高い技術力のある改良型新薬、第Ⅱ類若しくは第Ⅲ類創新医療機器の製品登録証書などを保有。 ⑤ ハイテク企業、「専精特新」企業(ある分野に特化した新興企業)、国・上海市の企業技術センター、技術イノベーションモデル企業、「上海市特許作業示範企業」のいずれかに認定された企業を優先対象とする。 ⑥ 一部の指標は上記条件をクリアできないが、上記条件を基本的に満たし、経済・社会発展に突出した貢献をする、又は業界で大きな影響力を持つ企業であれば、市政府の承認を得てから特例として認定されることが可能。

¹ 中国語原文は下記のURLよりダウンロードできます。

<https://www.shanghai.gov.cn/gwk/search/content/682548014c164b79a84e5be7843b1abb>

【図表1】管理規則の主な内容（続き）

項目	内容
提出資料	<p>✓イノベーション企業本部の認定を申請する際、以下の資料を提出しなければならない（第6条）。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 企業の代表者が捺印した申請書（公印付き原本）。申請書は企業の基本情報（企業及び投資先の情報、資産、売上高、納税状況及び従業員数）を記載。 ② 企業の前年度の審査済み監査報告書及び納税証明書（公印付き写し）。 ③ 企業及び投資先の営業許可書など（公印付き写し）。 ④ 発明特許、回路配置利用権、ソフトウェア著作権などの知的財産権関連書類、医薬品、医療機器の製品登録証書など（公印付き写し）。 ⑤ その他の説明・エビデンス資料。
申請手続き	<p>✓イノベーション企業本部の認定は、以下のプロセスに基づき実施する（第7条）。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 企業は登記地（区）の主管部門に対し申請資料を提出する。 ② 区の主管部門は全ての申請資料を受け取った日から10営業日以内に初審査を実施した上、その審査意見を区政府経由で弁公室に報告する。 ③ 市発展改革委員会は認定条件に基づき、関連申請に対する総合評価を定期的を実施し、市経済情報化委員会、市科学技術委員会、市財政局と共同で、条件を満たす企業を選出し、弁公室に認定意見を出す。弁公室は審査後、市政府に対し認定意見を上申する。 ④ 認定されれば、弁公室は企業に認定回答書を送付する。
補助・奨励金など	<p>✓以下の条件を満たすイノベーション企業本部は、補助・奨励金を申請することが可能（第8条）。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 22年1月1日以降上海に登記・移転し、新設法人の払込資本金は1億元超となるイノベーション企業本部に対し、最大500万円の補助金を支給する。 ② 区政府は上記①を満たすイノベーション企業本部に対し、家賃の30%をベースに、1,000㎡を上限、最大毎日8元/㎡の基準で補助金を3年間で支給する。自前のオフィスビルを保有する場合は、上記基準で補助金を年ごとに支給する。 ③ イノベーション企業本部は22年1月1日以降、年商が初めて5億元、10億元と15億元に達し、且つ所在区への新規総合貢献金額（納税額など）が1,000万円を上回る場合、それぞれ500万円、300万円と200万円の奨励金を支給する。 <p>✓イノベーション企業本部がイノベーション製品の部品や素材、基盤ソフトウェアなどに関する重要技術を独自開発し、実績を上げたプロジェクトにつき、戦略的新興産業向け特別資金の支援条件を満たせば、関連規定に基づき投資金額の30%をベースに、原則として最大1億円の補助金を支給する（第9条）。</p> <p>✓優遇金利や現行の優遇税制（研究開発費用の追加控除）の享受、政府系スタートアップ投資ファンドからの出資支援を奨励する（第10、11条）。</p> <p>✓イノベーション企業本部による高付加価値知財育成センターの設置を奨励する。知的財産権向け特別資金の支援条件を満たせば、最大80万円の補助金を支給する。イノベーション企業本部による「パテント・ナビゲーション」（知財活用ビジネスマッチング）の展開を支持し、関連費用の50%をベースに、最大30万円/件の補助金を支給する（第12条）。</p>
人材誘致	<p>✓条件を満たす高度人材による差別化の住宅購入政策の適用を認める（第13条）。</p> <p>✓イノベーション企業が採用した外国籍高度人材は5年以下の在留資格申請可。勤務期間が3年以上となれば、企業の推薦により永住権も申請可（第14条）。</p>
貿易の利便化など	<p>✓条件を満たすイノベーション企業本部の研究開発用品を特別輸入品のホワイトリストに盛り込み、バイオ医薬品などが通関の利便化措置を適用可（第14条）。</p> <p>✓条件を満たすイノベーション企業本部の関連製品を優先的に本市のイノベーション製品推薦リストに盛り込む。国有企業、事業団体によるリストに列挙されたイノベーション製品の調達を奨励する（第16条）。</p>
商業登記	<p>✓社名登記などの商業登記に関する業務手続きは全部オンラインで対応可。電子営業許可書及び電子印鑑の申請・利用に便宜を提供（第19条）。</p>

（管理規則などに基づき、中国アドバイザー一部作成）

■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

貿易政策

両用品輸出管理作業の更なる着実な実行に関する商務部弁公庁の通知

(原文: 商务部办公厅关于进一步做好两用物项出口管制工作的通知)

商弁安管函〔2023〕35号

商务部 2023年2月12日公表

【主要内容】

- 商務部は『輸出管理法』(20年12月1日より実施)などの法令規則に基づき、実務で発見した問題を意識し、軍民両用品(デュアルユース品)の輸出管理作業を更に着実に実行するため、同通知を公表した。
- 両用品の輸出事業者は輸出管理関連法令規則を厳格に遵守し、輸出貨物、技術及びサービスが管理品目に該当するか否かを正確に判断しなければならない。判断が難しい場合、輸出事業者は商務部に問い合わせることが可能である。
- 輸出事業者は許可を得ずに、両用品を輸出する、又は最終顧客と最終用途など許可された範囲を超えて両用品を輸出することが禁止される。輸入業者、最終顧客は無断で両用品の最終用途を変更したり、両用品をいかなる第三者に譲渡したりすることが禁止される。確かに最終顧客と最終用途など許可された範囲を変更する必要がある場合、商務部に申請を提出しなければならない。
- 各省級の商務主管部門は『両用品輸出事業者による輸出管理コンプライアンス制度の構築に関する商務部の指導意見』に基づき、管轄対象となる両用品の輸出事業者による輸出管理コンプライアンス制度の早期構築を積極的に推進しなければならない。
- 両用品の輸出管理コンプライアンス制度を構築し、運用状況が良好な輸出事業者に対し、商務部はその申請に基づき、特定の両用品による一般許可などの利便化措置の適用を認める。両用品の輸出に関する許可申請、審査承認、許可証の発行、通関などの手続きの電子化を実現する。
- この他、商務主管部門による違法行為への取り締まり強化や輸出事業者が抱える課題の解決サポートなどにも言及した。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/zwgk/qkzcfb/202302/20230203384654.shtml>

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

■ 中国各地の最低月額賃金

現時点の中国各省・自治区・直轄市の最低月額賃金につきましては、以下の図表の通りとなります。

【図表】中国各省・自治区・直轄市の月額最低賃金の推移

(単位：元)

	省市名	最新調整月	2023年	2022年	2021年	2020年	2019年
華北	北京	2021年8月	2,320	2,320	2,320	2,200	2,200
	天津	2021年7月	2,180	2,180	2,180	2,050	2,050
	河北	2023年1月	2,200	1,900	1,900	1,900	1,900
	山西	2021年10月	1,880	1,880	1,880	1,700	1,700
	内モンゴル	2021年12月	1,980	1,980	1,980	1,760	1,760
東北	黒龍江	2021年4月	1,860	1,860	1,860	1,680	1,680
	吉林	2021年12月	1,880	1,880	1,880	1,780	1,780
	遼寧	2021年11月	1,910	1,910	1,910	1,810	1,810
華東	上海	2021年7月	2,590	2,590	2,590	2,480	2,480
	江蘇	2021年8月	2,280	2,280	2,280	2,020	2,020
	(蘇州)	2021年8月	2,280	2,280	2,280	2,020	2,020
	浙江	2021年8月	2,280	2,280	2,280	2,010	2,010
	山東	2021年10月	2,100	2,100	2,100	1,910	1,910
	福建	2022年4月	2,030	2,030	1,800	1,800	1,700
華南	広東	2021年12月	2,300	2,300	2,300	2,100	2,100
	(深圳)	2021年12月	2,360	2,360	2,360	2,200	2,200
	広西	2020年3月	1,810	1,810	1,810	1,810	1,680
	海南	2021年12月	1,830	1,830	1,830	1,670	1,670
中部	河南	2022年1月	2,000	2,000	1,900	1,900	1,900
	安徽	2023年3月	2,060	1,650	1,650	1,550	1,550
	江西	2021年4月	1,850	1,850	1,850	1,680	1,680
	湖北	2021年9月	2,010	2,010	2,010	1,750	1,750
	湖南	2022年4月	1,930	1,930	1,700	1,700	1,700
西北	陝西	2021年5月	1,950	1,950	1,950	1,800	1,800
	甘肅	2021年9月	1,820	1,820	1,820	1,620	1,620
	寧夏	2021年9月	1,950	1,950	1,950	1,660	1,660
	青海	2023年2月	1,880	1,700	1,700	1,700	1,500
	新疆	2021年4月	1,900	1,900	1,900	1,820	1,820
西南	重慶	2022年4月	2,100	2,100	1,800	1,800	1,800
	四川	2022年4月	2,100	2,100	1,780	1,780	1,780
	貴州	2023年2月	1,890	1,790	1,790	1,790	1,790
	雲南	2023年1月	1,900	1,670	1,670	1,670	1,670
	チベット	2021年7月	1,850	1,850	1,850	1,650	1,650

※23年以外の金額は22年12月31日時点の基準額(人資源社会保障局などに基づき、中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : uei.zhang@mizuho-cb.com

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2023 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。